

四日市市告示第195号

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第90号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の交付額は、次のとおりとする。<u>ただし、避妊手術及び去勢手術に係る費用が下記の金額に満たないときは、当該手術費用を補助金の額とする。</u></p> <p>(1) 避妊手術（雌猫）1頭につき <u>6,000円</u></p> <p>(2) 去勢手術（雄猫）1頭につき <u>5,000円</u></p> <p><u>(登録届出)</u></p> <p>第4条 <u>補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、飼い主のいない猫の避妊等手術活動登録届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が団体である場合には第1号様式に登録団体構成員の</u></p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の交付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 避妊手術（雌猫）1頭につき <u>3,000円</u></p> <p>(2) 去勢手術（雄猫）1頭につき <u>2,500円</u></p>

うち市内在住の者の名簿を添えて提出
しなければならない。

2 申請者は登録事項に変更があったと
き又は登録を廃止しようとするとき
は、飼い主のいない猫の避妊等手術活
動登録事項変更等届出書（第1号様式
の2）をすみやかに市長に提出しなけ
ればならない。

（交付申請）

第4条の2 申請者は、当該猫の避妊又
は去勢手術を実施する前に、飼い主の
いない猫の避妊等手術費補助金交付申
請書（第1号様式の3）を市長に提出
しなければならない。

（補助金の交付）

第6条 市長は、第4条の2の規定によ
る申請書を受理したときは、その内容
を審査し、当該申請が適正であると認
めたときは、交付すべき補助金の額を
決定し、飼い主のいない猫の避妊等手
術費補助金交付決定通知書を申請者に
交付するものとする。

2 から 5 まで （略）

附 則

（有効期限）

2 この要綱は、令和5年3月31日限
り、その効力を失う。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする
者（以下「申請者」という。）は、当該
猫の避妊又は去勢手術を実施する前に、
飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金
交付申請書（第1号様式）を市長に提出
しなければならない。

（補助金の交付）

第6条 市長は、第4条の規定による申
請書を受理したときは、その内容を審
査し、当該申請が適正であると認めた
ときは、交付すべき補助金の額を決定
し、飼い主のいない猫の避妊等手術費
補助金交付決定通知書を申請者に交付
するものとする。

2 から 5 まで （略）

附 則

（有効期限）

2 この要綱は、平成33年3月31日
限り、その効力を失う。

第1号様式を次のように改める。

飼い主のいない猫の避妊等手術活動登録届出書

届出日 年 月 日

四日市市長

団体名

住所 四日市市

（ふりがな）

代表者氏名 _____

電話番号 _____

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱第4条の規定により、届け出ます。なお届出にあたり、次の事項を誓約します。

- 一 手術予定の猫は、特定の飼い主のいない猫です。
- 二 当該猫の手術実施に対し、問題が発生した場合は、責任を負い、誠意をもって問題解決に努めます。
- 三 手術済みの猫である識別措置（耳先のV字カット等）を行うことを了承します。
- 四 手術後は、餌や糞尿の後始末等を行い、猫を適正に管理します。

添付書類

- 1 登録団体構成員名簿（市内在住の者に限る）

第1号様式の次に次の2様式を加える。

第1号様式の2（第4条関係）

飼い主のいない猫

（ ）

飼い主のいない猫の避妊等手術活動登録事項変更等届出書

届出日 年 月 日

四日市市長

団体名

住所 四日市市

(ふりがな)

代表者氏名 _____

電話番号 _____

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

(届 出 内 容)

1 変 更 届	変 更 年 月 日	
	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
2 廃 止 届	廃 止 年 月 日	

第1号様式の3（第4条の2関係）

飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金交付申請書

四日市市長

申請者

申請日	年 月 日
団体名	
住所	〒 四日市市
ふりがな	
氏名	◎
電話番号	

下記の猫の避妊等手術費の一部を補助されるよう申請します。なお申請にあたり、次の事項を誓約します。

- 一 手術対象の猫は、特定の飼い主のいない猫です。
- 二 当該猫の手術実施に対し、問題が発生した場合は、責任を負い、誠意をもって問題解決に努めます。
- 三 手術済みの猫である識別措置（耳先のV字カット等）を行うことを了承します。
- 四 手術後は、餌や糞尿の後始末等を行い、猫を適正に管理します。

記

1 申請額 _____ 円

2 対象猫

性別	メス オス	推定 年齢		毛色		生息 地域	
----	----------	----------	--	----	--	----------	--

3 手術予定病院 _____

4 添付書類 猫の特徴がわかる写真またはイラスト

※確認欄（以下は記入しないでください）

申請者（管理者）の住所が確認できる書類 住民票 運転免許証 保険証 その他

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(健康福祉部衛生指導課)